

スターリング地域機構の現状と問題点

1. はしがき

英國を中心とするスターリング地域機構は古くから世界経済に重要な地位を占め、これを背景とする英ポンドは米ドルと並んで国際通貨としての役割を果たしてきた。しかしながら戦後の国際経済の大きな変貌、とくに英連邦内部での政治経済情勢の変化、英國以外の工業国の著しい経済発展、さらには貿易・為替自由化の進展などに伴い、英國の国際金融市场における地位、あるいはスターリング地域機構の紐帶の上にもかなり重要な変化が生じつつある。とくに注目されるのは最近英國が示しつつある歐州共同市場への接近の動きであって、その結果はスターリング機構の現状に対して当然重大な影響を及ぼさずにはおかないとと思われる。他方昨秋來のドル不安を契機にいわゆるキイ・カレンシイ制度に関し種々論議が行なわれ、これに関連して国際通貨としての英ポンドの将来性についても少ながらぬ関心が払われているのが現状である。

以下はかかる問題解明の手がかりとして、国際通貨としての英ポンドの性格、とくにその背景としてのスターリング地域機構の現状を分析検討したものである。

2. 機構の概要

(1) 沿革

スターリング機構 (Sterling System) は元来自然発生的な機構であって、19世紀の前半英植民地の通貨金融制度の整備に当たり、その発券制度の基礎を英ポンド (golden sovereign) に置き、かつその対外決済通貨としてもっぱら英ポンドを用いるとともに、その対外準備の保持、余資の運用、資本の調達をロンドン市場に集中したことにはじまる。さらに当時において英ポンドが最強の

国際通貨であったこと（米ドルの台頭は今世紀初め以降）から、ロンドンにおける国際的な金融、商品、海運・保険市場などの発達とあいまって、第三国も英植民地同様おもな対外決済通貨として英ポンドを用い、その対外取引をロンドン市場を中心として行なうようになった。しかしかかる英ポンドおよびロンドン市場を中心とする世界的な機構は、1931年9月英國が金本位制を離脱した際、從来英ポンドを準備通貨としていた諸国（英連邦以外の国も若干含まれる）も、カナダを除き英國に追随して金本位を離れいわばポンド本位国となって以来、地域的な性格を帯びてきた。さらに1939年第2次大戦勃発に伴いこの英ポンド・ブロック諸国においても為替管理が施行されたが、域内取引を為替制限から除外するとともに、加盟国は対外決済に金ないしポンド以外の通貨を用いることを緊要な場合に限定し、英國の金・外貨準備を共同の目的にのみ使用することを取り決めた。スターリング地域機構が本格的な形をとるに至ったのはこの時からである。

(2) 加盟国

スターリング地域という呼称は通称であって、戦前ではその範囲が必ずしも明確でなかったが、現在は1947年英國為替管理法における“Scheduled Territories”がこれに相当するものとされ、カナダを除く英連邦諸国、英國植民地ないし信託統治領のほか、ビルマ、アイスランド、アイルランド、ヨルダン、リビア、ペルシャ湾土侯諸国（クウェート、バーレイン、オーマンなど）がこれに属する。1959年6月イラクが脱退したほかは戦後このメンバーに変化はない。

(3) 機構の内容

スターリング地域の基本的特徴としては、①加盟国は対外取引の通常の決済手段として英ポンドを用いること、②海外スターリング諸国は外貨準

備の大部分を英ポンドで保有すること、③海外スターリング諸国は英國を主要な外資調達源としていること、④ポンド価値維持のため加盟国が協力することの4点があげられる（英大蔵省のラドクリフ委員会提出覚書）。

これを制度面からみると次のとくである。

イ、英ポンドと加盟国通貨とのリンク

英植民地の場合、通貨委員会(Currency Board)——各植民地地域ごとに設けられた発券機関)は法律により英ポンドと現地通貨とを固定レートで自動的に交換することになっており、実質上現地通貨は英ポンドと変わりがない。またIMF加盟国でも自国通貨に対するポンド相場は固定しており日々変動することではなく、一方ポンド以外の通貨の為替相場はロンドン市場における対英ポンド相場からの裁定で決められる（したがって日々変動する）。

ロ、金ドルのロンドン・プール

植民地（マラヤもこれに準じる）の場合、現地通貨の発行は全額ポンド引当に行なわれ、このためその取得金・外貨はすべて英國の金・外貨準備に集中しているが、独立国の場合もその中央銀行（金・外貨のほとんどは中央銀行集中）と英蘭銀行との協定により、その取得した金ドルの大部分をポンドと引換えに英國の金・外貨準備に集中するとともに、金ドルの引出しは特別な必要のある場合に限定している。また英蘭銀行はこれら中央銀行の委託を受け、ポンド準備の保管運用（一定額の英蘭銀行預け金以外は英國大蔵省証券、国債に運用）に当たっている。このため英蘭銀行とこれら中央銀行とは常に密接な連絡協議を行なっている。

ハ、域内における貿易取引および資本移動の自由

英國はじめスターリング地域各国の域内輸入はほとんど自由化されており、とくに國際収支の悪化をきたす場合のほかは制限されない。英國と植民地との相互間の資本移動、英國の域内諸国に対する貿易金融および直接投資も自由である（海外スターリング諸国の対域内資本輸出

については國により若干の制限がある）。一方英國および海外スターリング諸国は対域外取引とくに投資については厳重な制限が存する。

ニ、英連邦特恵

本機構と事実上密接な関係にあるものとして英連邦特恵がある。すなわち、スターリング地域諸国はその大部分が英連邦に属することから英連邦特恵を享受し、またアイルランド、ビルマ、南アなど英連邦から脱退した国においても英國との間には依然特恵関係が維持されている。

(イ) 英連邦特恵の中心をなすのは関税特恵である。これは英國と海外英連邦諸国、一部海外英連邦諸国間における関税面での優遇であり、これら特恵待遇国からの輸入品については無関税ないし最惠国税率よりも低率の関税しか課せられない。

(ロ) 英国への英連邦人の入国営業は自由であり、また多くの英連邦諸国は英國からの移民に対し特別の優遇措置を講じている。

(ハ) 英連邦砂糖協定により英國は英連邦産砂糖を國際価格よりも割高で年々一定量を買い付けることを保証している。

ホ、貿易・為替管理政策などにおける協調

ポンド価値維持のため各國は貿易・為替管理面で英國と同様の措置をとる場合が多い。戦後の対ドル輸入制限はその典型的な例である。また英連邦連絡委員会 (Commonwealth Liaison Committee) や英連邦蔵相会議などを通じ、國際収支均衡維持その他一般経済政策に関する協議が行なわれている。

このようにスターリング地域は英國を中心として通貨、商品、資本、労働の移転の自由を制度的に保証された一つの経済ブロックということができるが、これを実質的にささえている条件としては、①工業製品供給国としての英國と原材料・食料供給国としての海外スターリング諸国との貿易には相互補完性があること、②英國の輸出および輸入力と資本供給力が強大であり、かつ国際取引に

に関するロンドン・ファシリティが発達しその利用がきわめて順便であることのほか、③英本国と旧植民地との間にかかる単なる経済関係を越えた長い歴史的なつながりが成立していることなどをあげることができよう。

3. 戦後の変化

しかし以上にみると、スターリング地域機構の内容は、戦後制度的にも実態的にもかなり変化をみせつつある。すなわち、

(1) 海外スターリング地域諸国の中銀はその準備の一部を金ドルで保有することが認められ、昨年末現在これら海外スターリング諸国は公的準備として 1,091 百万ドルの金および短期ドル資産を保有している。また現在金・外貨との比例準備制をとっている国はガーナ、ナイジェリア、ローデシア・ニアサランド、ビルマ、パキスタンに限られ（南アは金比例）、しかもこの場合ポンドをとくに金にならぶ発券準備として規定しているのは前 3 か国のみである。したがってほとんどの国においてポンド準備の保有は自由裁量の結果である。さらに従来通貨発行の際 100 % のポンド準備を必要とされていた植民地においても少なくとも発券高の 20 % まで現地債券で保有することが認められるようになった。

(2) 中央準備からの金ドルの引出し制限もしだいに緩和され、現在では地域内の総外貨準備ポジションの擁護という見地から各國が自主的な自己規制を行なっているほかは、中央準備からの金ドルの引出しは自由である（ラドクリフ委員会におけるインド中央銀行総裁証言）。

(3) 経常取引における域外差別も、自由化の進展に伴い解消しつつあり、とくに貿易面においては、1954 年までに對 O E C 諸国輸入はほとんど自由化され、対ドル輸入も一昨年来、英國、豪州、ニュージーランド、インド、ガーナ、マラヤ、各英植民地において大幅な自由化をみた。対日差別も 1957 年來、豪州、香港、シンガポール、インド、ガーナ、ローデシア・ニアサランドなど

においてはほとんど撤廃されている。

(4) 英連邦特恵マージンも漸次縮小の方向にあり、昔日のごとく英國と英連邦との貿易関係に決定的な影響を及ぼすものではなくなっている。英國側の特恵についてみると、特恵の対象品は 1937 年に対英連邦輸入総額の 60 % を占めていたものが 1948 年には 55 %、1957 年には 47 % と低下し、またこれら品目の平均特恵マージン（最惠国待遇との関税率の差、従価率換算）も 1937 年の 19 % から、1948 年には 12 %、1957 年 9 % に低下している。一方海外英連邦側の英國に対する特恵においても全般的に縮小傾向がみられ、ガーナ、ナイジェリア、東アフリカにおいては英國に対する特恵は存しない。ただカナダ、豪州、ニュージーランドにおいては対英特恵は比較的広範囲の商品にわたるが、その特恵マージンは平均 10 % 程度である。

以上は制度面における変化であるが、実態面においてもスターリング地域の紐帶は漸次弱められつつある。すなわち、

(5) 海外スターリング諸国の中銀その他の内諸国からの輸入は 1954 年には総輸入額の 55 % であったのが昨年には 44 % にまで低下する反面、米国、日本、E E C 諸国からの輸入比率は年々着実に増大し、製造工業品の対英輸入の割合は昨年においては戦前 1937 年よりも低下した。海外スターリング諸国の輸出市場としての英國の地位も若干低下し、一方日本や米国市場の割合がふえている（第 1 表参照）。

英國の海外スターリング地域に対する貿易依存度も低下しつつあり、これに代わり輸出入とも対北米貿易が大きなウェイトを占めつつある。対 E E C 輸出も漸増しており、また E E C 諸国からの輸入は著しい増加をみせている（第 2 表参照）。

(6) ロンドン資本市場の海外証券の消化力は第 1 次大戦後かなり衰えをみせていたが、今次大戦後は英国内の資金需要をも満たしえない状態となり、海外諸国とのロンドン起債は資本発行委員会の規制により、海外スターリング諸国との公債発行に限られるとともに起債総額は年 50 百万ポンド前後

に抑えられている。英国民間資本の海外スターリング諸国に対する直接投資も石油業を除けば年80百万ポンド程度で投資収益（年約130百万ポン

(第1表)

海外スターリング諸国の地域別貿易構成

(世界合計=100.0)

区分	英國	その他の スターリング地域	スターリング地域 計	北米	EEC	EFTA	その他
輸入							
1954年	34.7	20.1	54.8	12.0	11.5	3.2	18.4
55	34.1	19.3	53.5	12.3	11.3	3.3	19.6
56	32.0	18.1	50.0	12.6	12.2	3.4	21.9
57	30.6	17.2	47.8	13.8	12.7	3.4	22.3
58	30.4	16.9	47.3	13.9	12.6	3.2	22.9
59	28.4	17.1	45.5	14.7	13.6	3.1	23.1
60 (1~9)	27.2	16.6	43.8	16.1	13.8	3.2	23.1
輸出							
1954年	36.8	19.9	56.8	11.1	14.8	1.8	15.6
55	34.6	19.5	54.2	11.9	15.6	1.6	16.8
56	33.2	19.2	52.3	11.5	16.1	1.7	18.5
57	30.6	19.4	50.1	12.0	15.7	1.6	20.5
58	32.0	19.6	51.5	12.5	14.4	1.7	20.2
59	30.3	18.6	48.9	13.6	15.3	1.8	20.5
60 (1~9)	29.3	19.3	48.6	13.0	15.0	1.8	21.6

資料：Board of Trade Journal。

(第2表) 英国の地域別貿易構成

(世界合計=100.0)

区分	その他の スターリング地域	北米	EEC	EFTA	その他
輸入					
1954年	42.9	16.5	11.7	9.9	19.2
55	39.3	19.8	12.5	9.6	18.8
56	38.1	19.6	12.7	9.9	19.7
57	37.4	19.9	12.2	9.8	20.8
58	36.1	17.6	14.2	9.7	22.3
59	36.2	17.1	14.0	9.8	22.8
60	33.3	20.7	14.6	10.2	21.2
輸出					
1954年	47.4	10.8	14.3	11.2	16.6
55	46.7	11.5	14.0	10.4	17.4
56	42.8	13.4	14.5	10.3	19.0
57	42.6	13.4	14.7	10.3	19.0
58	42.7	14.7	13.9	10.0	18.8
59	39.4	17.3	14.8	10.4	18.2
60	39.4	15.3	15.2	10.8	19.4

資料：Board of Trade Journal。

ド）をかなり下回っている。このため従来英國の民間資本が独占していた豪州、南ア、ローデシア・ニアサランドなどでも米国や西欧資本の進出が目立つようになってきた。また英國政府は海外植民地および英連邦諸国の開発資金として年々かなりの（昨年中112百万ポンド）贈与ないし借款供与を行なっているが、その工業化に伴う膨大な開発需要をとうてい満たし切れるものではなく、とくにインド、セイロン、パキスタン、ガーナなどでは、米国や世銀、西欧、日本、共産圏など域外からの公的援助によりその開発資金の大部分がまかなわれている。英國の植民地についても1952年2月南ローデシアに世銀借款が導入されて以来その開発資金を世銀に依存するようになっている。

このように戦後スターリング地域機構は植民地経済の独立、世界的な自由化の進展、英國の経済力の低下などの要因によって、制度的にも実態的にも次第にルーズな組織となりつつある。しかしこれは直ちにスターリング地域の解消を意味するものではない。上記の変化はきわめて緩漫であって英國と海外スターリング諸国との紐帶はなお根強いものがある。スターリング地域の戦前來の封鎖的差別的な性格が解消しつつあることを別とすれば前述のスターリング地域の内容にはとくに大きな変化はない。

4. 英国経済に対する意義

しかし問題はこのようなスターリング地域機構がそれ自体加盟国経済にどのような意味をもつかという点である。まず英國について検討してみよう。

(1) 英国の金・外貨準備が同時に海外スターリング諸国の中央準備もある点は、海外スターリング諸国対域外収支が黒字であり、かつ主要産金国である南ア、豪州、ガーナがその産金をロンドン市場に売却する限りにおいて、金・外貨のロンドン流入を生ずることになり、この点対域外収支が恒常に赤字の英國にとって有利である。ま

たこれは英國の対域内収支が黒字であることとあいまって英國と海外スターリング諸国との間に均衡関係を保たしめてきた。しかし近年における一次産品の國際価格の下落は海外スターリング地域の外貨取得力を減退せしめる一方、米国、西欧、日本などからの輸入は増加の一途をたどっており、全体としての対域外経常収支は年々赤字で、域外資本の流入および産金の売却によってわずかに黒字を保っている状況である。この点スターリング機構が英國の金・外貨準備にとくに貢献しているとはいがたくなっている。

(2) ポンドが國際通貨として流通し、ロンドン市場のファシリティが國際取引に利用されていることは英國に多額の貿易外収益をもたらしている。もっとも近年ポンド防衛のためロンドンの金利水準がニューヨークや西欧市場に比べて高めとなっていることは、一面ロンドン借入を減少させ（利息収入の減少）他面英國にとってはポンド債務に対する利息支払という國際収支上の負担を増

(第3表)

スターリング地域の対域外収支

(単位・百万ポンド)

区分	1955 年	1956 年	1957 年	1958 年	1959 年	1960 年
英國						
経常収支	-287	-48	-88	-177	-215	-644
長期資本	-54	-51	+87	+52	-47	+26
短期資本	-25	-221	-76	+369	+4	+992
国際機関	-8	+204	-13	-32	-145	-166
計	-374	-116	-90	+212	-403	+208
海外スターリング						
経常収支	-169	-222	-357	-566	-225	-702
長期資本	+136	+161	+259	+392	+268	+330
金の対英売却	+176	+220	+223	+231	+210	+214
計	+143	+159	+125	+57	+253	-158
対域外取引合計	-231	+43	+35	+269	-150	+50
英國金・外貨準備	-229	+5	+50	+284	-119	+177
英國の対海外スターリング収支						
経常収支	+214	+306	+360	+468	+266	+300
長期資本	-129	-190	-295	-231	-212	-217
計	+85	+116	+65	+237	+54	+83

資料：英國國際収支白書より作成。

大させる結果をもたらしている（1960年中の直接投資分を除く英國の利息配当受取額394百万ポンド、同支払額300百万ポンド）。

(3) しかし英國にとって何より大きな問題は、第2次大戦中の軍事調達の結果、インド、エジプト、セイロン、豪州、ニュージーランド、南アなどのポンド残高が急増し、金・外貨準備との間にアンバランスを生じたことである。すなわち、1939年ポンド残高は540百万ポンドと金・外貨準備と見合っていたが、1945年末には36億ポンド（うち海外スターリング地域30億ポンド）と金・外貨準備6億ポンドをはるかに上回るに至った。その後ポンド残高は國際機関出資分を除けばほとんど増加していないが（1960年末残高38.9億ポンド、うち海外スターリング地域24.8億ポンド）、一方金・外貨準備は8億ポンドから11億ポンド台を上下し、ポンド残高の四分の一程度にとどまっている。

このポンド残高の引出しは英國からの輸入などの支払に使用される場合は金・外貨準備に影響をもたらさないが、金・外貨との交換が可能であることから、かかる多額のポンド残高の存在は当然に金・外貨準備に対する圧力をきわめて大きいものとしている。またポンド残高は、現金、預け金のほか多くは英國大蔵省証券、国債に運用されているため、その引出しは英國の金融市場、国債市場にかなりの打撃を与える可能性をはらんでいる。さらに英國経済自体、戦後の失業率が當時2%内外にとどまるという完全雇用の状況にあり、生産性の上昇が年3%以下という低い水準にあることなどの事情から、需要の増大はたちまち輸入の急増による國際収支の悪化（1960年中経常収支赤字366百万ポンド——金・外貨準備の三分の一）、および物価の上昇を招く傾向があり、これはさらにポンドに対する海外筋の投機を呼び、このため戦後奇数年ごとという頻繁なポンド危機を生ずるに至った。

(4) このようなポンド・ポジションの弱体から、英國当局としては國際収支の悪化を短期間に

解決しポンドに対する信認を得ることを必要とし、このため国内景況が必要とする以上にしばしば強度の引締め政策を余儀なくされた。1956～57年の金融・財政両面にわたる引締め政策はその例であり、これらの措置は海外のポンドに対する信認を回復せしめた反面1955年第4四半期から1958年第3四半期にかけての英國鉱工業生産の長期停滞の大きな原因となったことは否定しがたい。もちろん国際収支の均衡維持のためには失業の発生もあえて辞さない（1957年9月藏相声明）という当局の断乎たる方針はポンドに対する海外の信認を強めており、昨年経常収支が1951年に次ぐ大幅赤字を記録したにもかかわらずホット・マネーが大量にロンドンに流入したのはかかる信認によるところが大きい。

(5) 英国が自由にしているスターリング地域向け民間投資は大部分が現地企業の設立拡張に向けられ、英国からのプラントや部品の輸出に寄与するとともに現在のところ投資額を上回る収益を生んでいる（石油部門以外の収益超過額1959年42百万ポンド）。しかしスターリング地域の結束強化のため英國政府の海外スターリング諸国に対する経済および軍事上の援助は年2億ポンド以上の国際収支負担となっている（1960年250百万ポンド）。

(6) 英連邦特恵関税は豪州、ニュージーランドなど一部の国では英國品（とくに綿製品、鉄鋼、自動車）の競争条件を有利としているが、その他の大部分の国では特恵品目は少なく、かつマージンはおおむね従価10%以下であり、英國がこれら諸国産品に供与している特恵のほうが大きい（ガーナ、ナイジェリア、東アフリカに対しては英國の一方的特恵）。しかもこの特恵関係（英連邦産品の英國への自由輸入を含む）は英國の歐州共同市場との統合交渉における大きな障害となっている。もっとも反面において海外スターリング諸国が依然として英國の最大かつ最も安定した市場であることには変わりがない（これら諸国の総輸入の変動に伴って急増または急減するのは主として

域外工業国からの輸入であり、英國からの輸入は比較的安定している）。

5. 海外スターリング諸国に対する意義

次にスターリング地域機構の海外スターリング諸国経済に対する関係についてみよう。

(1) 海外スターリング諸国との貿易の半ばは域内貿易であり、また全貿易の大部分（たとえばインドの場合全貿易の三分の二）が英ポンド建で取引されている。しかもこの場合ロンドンないし英國系商業銀行のファシリティが主として用いられている。したがってこれら海外スターリング諸国がポンドを対外決済通貨とし、これを対外支払準備とすることは当然でもある。

(2) しかもこれら諸国は戦時中に蓄積した多額のポンド残高をロンドンに保有しており、これをポンドのまま引き出すことは全く自由であり、金ドルで引き出す場合は英國為替管理法上居住者としての制約を受けるが実際上かなり自由である。また金ドル・ペール制は域内全体としてみた場合金ドルの節約となる利点もある。

(3) また英國は現在においても海外スターリング総輸出の30%を占める最大の単一市場であり、その特恵も大きく、かつ英國のスターリング地域向け政府援助ないし民間投資はその額は十分ではないとはいえ年々相当額が確保されており、資本不足に悩むこれら諸国にとって貴重である。

(4) スターリング地域機構は各構成メンバーの自発的協力によって成り立っており、一元的に統制されたり各国に厳格な規則や義務を課するものではなく、各国それぞれの責任において為替・貿易管理が行なわれているため、各国の自主性をそこなうものではない。

(5) しかし各国通貨が英ポンドとリンクされていることは、英ポンドの価値に動搖をきたした場合、海外スターリング諸国に打撃を与える可能性を有している。1949年9月英國は他の加盟国に事前の相談なくポンド切下げを断行したが、これにより各加盟国保有のポンド残高はドルとの関係で

は30.5%方切り捨てられたことになり各国通貨のレートも英ポンドと同率の切下げを余儀なくされた（当時パキスタンのみは切下げに追随しなかつたが1955年9月英ポンドと同パリティに復帰）。また英國のコスト・インフレーションによる絶えざる物価騰貴の傾向はポンドの実質購買力の低下を招いている。

（第4表） 主要国の輸出価格
(1953年=100、ドル価格換算)

区分	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
英國	99	101	105	110	109	108	110
米国	99	100	103	107	106	106	108
西ドイツ	98	98	101	103	103	100	101
日本	96	97	101	98	89	92	94
フランス	94	95	99	100	97	89	93
イタリア	97	94	92	95	91	83	86

資料：International Financial Statistics。

（6）また英國の金融市場との結びつきが密接なため、海外スターリング諸国は英國の金融政策の影響を受けやすくなつており、とくに戦後しばしば行なわれた金融引締めはロンドン借入を困難にし、商業資金のロンドン還流や現地（とくに植民地）金利水準の引上げを招き、現地経済に打撃を与えている。

（7）さらに英國の工業生産の増加率が低く（1948～59年平均年3.6%増）人口増加率も低位（年0.4～0.6%増）にあることから、工業原材料および飲食料の輸出を主とする海外スターリング地域にとって英國市場が長期的にあまり多くを望みえず、前記のごとき英國の資本力の低下とあいまって、海外スターリング諸国としてはその希求する高い経済成長の達成のためにはいよいよ英國以外の先進工業諸国との結びつきを強めざるをえない状況に立ち至っている。

6. 第三国との関係

英ポンドが國際通貨であり、かつロンドン市場が文字どおり國際的金融センターである結果、ポンドないしスターリング機構の存在は第三国にと

っても重要な意味を持っている。とくに1958年暮れの交換性回復以来ポンドの國際性は一段と高まり、またロンドン市場は國際的な為替取引および資金運用の場としていっそ主要な地位を占めるようになった。

もっとも第三国保有ポンド残高は、もともと戦時中からの継続が少なく、かつ戦後は各國とも最小限の経常運転資金として保持するにとどめているが（戦後の最低は1957年末665百万ポンド、うち民間分282百万ポンド）、比類のないロンドン市場の國際的ファシリティの発達と他の西欧諸国が交換性回復後も自國通貨を國際通貨とすることに積極的でないことから、依然ポンドは國際取引通貨として広く用いられている（世界の為替取引の4～5割が英ポンド建といわれる）。

またロンドンにおいては非居住者の金の売買や英國の銀行その他金融機関への預け金、英國大蔵省証券の購入、地方公共団体へのコール・ローンならびにこれら資金の回収（外貨への交換）は自由であり、長期国債の購入についても免税の特典が与えられている（ただしその売却代り金は証券ポンドとしてブロックされる）。かかるファシリティにあわせ昨年におけるロンドンの高金利とドル不安から國際短資が大量にロンドンに流入し、ポンド残高も民間保有分を中心に一挙に6億ポンド増加した（年末残高1,407百万ポンド、うち民間保有分908百万ポンド）。

しかし英國の第三国に対する信用供与および投資は依然きびしく制限されているため第三国保有ポンドの増加はスターリング地域がこれら第三国に対し経常取引上の赤字を生じた場合か、第三国が手持金・外貨をポンドと交換した場合に限られている。スターリング地域保有ポンドも全体として戦後ほとんど変化なく、このため國際機関出資分を除くポンド残高総額は1945年末から1959年末までにむしろ60百万ポンド減少している。したがって戦後の英ポンドは國際流動性の増加には寄与していないということは十分注目を要するところであろう。

7. 今後の方向

スターリング地域の今後の動向ないしは国際通貨としてのポンドの将来性について予言することはもとより困難なことである。ここではむしろこの問題について関係各国が最近とりつつある態度をうかがい、判断の手がかりにしたいと思う。

まず海外スターリング諸国にとって、スターリング地域にとどまることの魅力はやや薄れた面があるとはいえ、貿易構造や経済制度などを背景とした英国との結びつきは依然強固なものがあり、とくに資金不足に悩む各国にとって長短期のポンド・クレジットを容易に利用しうるという機構の利点は容易に捨て切れないものがある。海外スターリング諸国中央銀行総裁のラドクリフ委員会証言においても、現在の機構の運営に満足の意を表しており、英国の金融引締めによる不利な影響もポンド防衛のためにはやむをえないものとし、スターリング地域からの脱退は全く考えられないのが実情である。

一方英国においてはポンド価値維持のための過去の政策努力が自国の経済の成長をかえって阻害してきたとの認識がだいに強まり、同国がポンド地域の中心国としての地位を負担と感ずる意見が多くなっている。また近年英国においては発展性の強い欧州共同市場のメンバーとなることによって英国の成長率を高めるべきであるとの意見が強まりつつあるが、最近英国政府も欧州共同市場への接近の結果スターリング地域の紐帯、少なくとも特恵制度がある程度弱められることもやむをえないとの態度を示している点注目される。

しかしながらこうした動きが、今後直ちにスターリング地域の解体や国際通貨としてのポンドの

地位の弱体化に結びつくものとみると速断にすぎよう。スターリング地域をささえる物的基礎は決して消滅したわけではなく、ロンドンの国際金融市場としての卓越した地位や国際決済手段としてのポンドへの世界的需要そのものが減退したわけでもない。英國としても、変貌する内外経済環境への適応の努力を続けながらも、インターナショナル・バンカーとしての立場を維持しうるよう努力を続けている。英國当局がポンド価値の堅持を第一の政策目標としているのはもちろんながら、英國経済の成長は輸出の増大にありとし、昨秋来輸出信用保険制度の拡充強化、英蘭銀行の中期輸出信用手形の優遇など従来例をみなかつた思い切った措置を講じつつあることはその真剣な努力のあらわれであろう。また一時的な経常収支の悪化やおもむく的なホット・マネーによりポンドの国際通貨としての地位が脅かされないよう、IMF資金の強化や借入手続の簡便化などによりIMFクォータをポンドの第二線準備化する考え方で英國当局は多大の期待を寄せている。

このように国際通貨としてのポンドの地位が強化されることは単に英國やスターリング諸国の立場を越えた国際的関心事でもある。もとより現在のドル・ポンドを中心としたキイ・カレンシー・システムのあり方についてはなお今後に残された問題は多い。しかしいずれにしても現実に世界貿易決済の半ばをまかぬポンドの安定は、ドルのそれと並んで国際金融市場での最大の要請であろう。本年3月のマルク引上げに続く為替不安に対処し、西欧諸国中央銀行も積極的にポンド価値維持に協力体制を示しつつあることはかかる認識に基づくものであろう。